

児童虐待と現代社会の生きづらさ

—個性を認める社会を目指して—

小原 裕美

目次

はじめに

1. 児童虐待とは
 - 1.1 児童虐待の定義・歴史
 - 1.2 現代の政府の対応と実態

2. 日本の虐待と子育てに対する固定観念
 - 2.1 虐待としつけの違い
 - 2.2 具体的事例
 - 2.2.1 心理的虐待・身体的虐待
 - 2.2.2 ネグレクト
 - 2.3 虐待の原因の社会的背景と発達心理的背景
 - 2.3.1 子育ては誰のもの
 - 2.3.2 連鎖する虐待

3. 海外の児童虐待の対応
 - 3.1 アメリカ型
 - 3.2 スウェーデン型

4. 子どもも親も暮らしやすい社会
 - 4.1 制度面の見直し
 - 4.2 私たちの価値観の見直し

おわりに

参考・引用参考文献

はじめに

近年児童虐待によって未来ある子どもたちが命を落としてしまうニュースがよく見られるようになった。また、極端な死亡事件だけではなく、虐待そのものがニュースとして取り上げられることもまた増えている。これは単に児童虐待の件数が増えたという事実ではなく、社会全体が児童虐待への意識が高まっていることによって、児童相談所への通報が増え、結果として虐待が発見されやすくなったという側面もあるだろう。虐待は解決しなければならない問題であることは誰もが納得しうる共通見解であると思うが、その原因を考えた時にとある言葉が出てくる時がある。「虐待はその家の中の問題である」「虐待をするような親が悪い」といった単純な家庭内の問題だけで済まそうとするようなものである。果たして虐待の原因を家庭だけに押しつけるだけで虐待は解決するのだろうか。私は小学6年生の頃から児童虐待に興味を持っており、周囲の人と虐待について話すこともあった。しかし周囲の人の虐待に対する態度は、悲しいことに完全に虐待する親への怒りしか持っていなかった。そこで虐待の根本的解決には家庭の援助だけではなく、社会そのものが変化しなければならぬのではないかと考え、このテーマを設定した。

この論文では虐待の原因は家庭環境だけにあるのではなく、その親のこれまでの養育されてきた過去による心の状態や、現代社会に蔓延る女性に対する厳しい目、育児に対する固定観念・偏見にあると考え、虐待を引き起こす原因を探っていきたい。主に文献を使用し、様々な事象の定義や形成された過程を観察しながら、一見違う分野に見えるものを虐待という分野に落とし込んで考察を進めていきたい。第1章ではまず虐待そのものの定義や歴史、現在の日本の虐待に対する姿勢を確認し、現状を再確認する。第2章で具体的事例を通して虐待の現実を見つめなおすとともに、その親の背景から原因を考察し、そこに関連のあると思われる社会の現象や人間の発達心理を詳しく読み解く。第3章では日本に先駆けて虐待対策に乗り出した海外の施策を知ること、日本との違いに気づく。第4章では、海外の施策を踏まえた上で、今後日本がより伸びやかに育児ができるような環境になるために何が必要なのかを2つの視点から考察する。

1. 児童虐待とは

1.1 児童虐待の定義・歴史

児童虐待とは、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次世代へと受け継がれてしまう危険性も併せ持つ、子どもに対する重大な人権侵害のことである。

児童虐待は『児童虐待の防止等に関する法律』、いわゆる児童虐待防止法の第2条で類型ごとに定義づけられている。児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加える身体的虐待、児童にわいせつな行為をしたりやらせたりする性的虐待、児童の心身の健全な発達を妨げる減食又は長時間の放置、その他保護者としての監護を著しく怠るネグレクト、児童に対する著しい拒絶や暴言、その他児童に心理的外傷を与える心理的虐待の大きく4つの型に分けられる¹⁾。これらは親の「行為」に焦点を当てており、親が何を考えてその行為をしたのかという「意図」には全く触れていない。虐待とは子どもの健全な発達・成長を妨げるような有害な行動全般を指している。そのため親が悪意を持っている場合はもちろんであるが、善意をもって子どもに対して行為を行ったとしても虐待となりうる場合もある(南部 2011:15-16)。この点については特に掘り下げて問題点を明らかにしたいため、次の章で別途確認することとする。

虐待の原因は、学説ではいくつかの要因が複雑に重なって発生するものとされており、その要因は大きく4つに分けられる(上野 2006:101-111)。1つ目は個人的要因といって、養育者の子どもの頃の被虐待経験の有無であったり、アルコール依存症やうつ病などを抱えていたり経済状況が困難であったりする状況のことをいう。2つ目は家族や友人関係が密接にかかわってくる関係性要因というものである。親子間の愛情が不足していたり、DVが深刻であったり、家族が暮らしている地域の中で理由があって孤立していたりする場合のことを指す。3つ目は地域的要因である。関係性要因と少し似ているが、ここでは職場や学校などの環境を指す。ここで具体的に問題になるのは、日常生活を送るうえで経済的に苦しくなった時に支援を受けられるような制度が欠如していたり、社会の情勢として失業率が増加したりという点で、これらは虐待に大きく関わってくると考えられている。最後が社会的要因である。これは主に文化的規範に関係してくるもののことを指している。このように様々な要因が虐待に結びつくため、虐待対策と一言にいても個人個人の問題の根本を探し当てなければ、適切なケース対処は難しいものとなっているのだ。

日本で児童虐待が社会で問題意識を強く持ち始めたのは、国として児童虐待対策に取り組み始めた1995年頃だといわれている(山野 2006:17-28)。メディアによる報道や民間団体による防止活動が活発化したことや、1994年に「子どもの権利条約」を批准したことが、社会問題化させる原動力となったと考えられている。国も虐待に対して法令を出したきりにすることはなく、厚生省が通知を出したり何度も児童虐待防止法を改正したりしながら現在に至っているが、根本的な虐待の外的な要因を取り除けているわけではない。国が対策を取り組み始める前の資料ではあるが、1983年に「日本児童問題調査会」によって全国の児童相談所が受理したケースに関する調査が行われている。その結果を記した資料には『家族構成も、父親の職等も、家計も、家族問題も、そして相談先にも、恵まれないものが

¹⁾厚生労働省 「児童虐待の定義と現状」

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/about.html
(2018.12.14)

半ばから半分で、目立っている。家族関係の複雑さや欠損、そして不安定で余裕がなく、しかも孤立した家庭が目立つ『児童虐待という尋常ならざることが起こっている場合は、その背景に尋常ならざる自分史があるのであり、真に問題とすべきは、その生活史の方である。結果としての虐待への対応とともに、真の解決と予防は、生活史の悪循環を切断し、健全化への軌道修正、その再統合にこそあると思う』と述べられている。(山野 2006:58) ここから読み取れるのは、社会の児童虐待に対して取るべき対策として、貧困などの経済的な諸問題の解決に目が向いていたということである。そして現在の日本の状況を考えてみても、その問題は 30 年前に比べて解決しているとは言い難いのもまた事実である。

2003 年に行われた子ども家庭総合研究事業のデータの中に、児童相談所が対応する家族の傾向を分析したものがある。そのうちの 하나가、各家庭の経済状況・課税率を調査したものである(山野 2006:65)。このデータから読み取れるのは、相談に訪れる家庭の多くは明らかに全体的に所得が低いということである。「生活保護世帯」はもちろんのこと、「所得税非課税世帯(源泉徴収が発生しない所得の家庭)」「市町村民税非課税世帯(前者よりも収入が少ない世帯)」という定義的に明らかに所得の少ない世帯を合わせると、全体の 45 パーセント、不明と回答した分を除いて割合を出すとおよそ 68 パーセントにも上る。非課税世帯(両親と子ども 2 人と仮定)がどれくらいの収入で暮らしているかということ、保険料込でおおよそ 300 万円が非課税のラインである。一方で子どものいる全世帯の平均収入は 700 万円を超える。大きすぎる経済的格差が生まれていることは言うまでもないだろう。

また世帯の形も、子ども家庭総合研究事業のデータによると虐待家庭のひとり親世帯が全体の 3 分の 1 強を占めている(山野 2006:71)。日本全体で見るとひとり親世帯の割合が年々増加しているとはいえ 5 パーセントほどであると考えれば、問題視せざるを得ない。父子世帯でさえも年間収入が 390 万円に落ち込んでしまうため、経済的困窮は避けられないものとなっている。また皮肉なことに、ひとりの収入で日々の自分自身の生活に加えて子どもの養育費用を賄わなければならないため、どうしても育児を後回しにしてでも収入を得るために労働する場合も少なくない。そのような状態の中で子どもに何か起こった時に「ネグレクト」と判断されてしまう場合も現に起こっている。このひとり親家庭とネグレクトの関係は子ども家庭総合研究事業の調査でも統計的に証明されており、ネグレクト全体のケースから見てもひとり親世帯の割合が多くを占めている。さらにひとり親世帯は離婚を経験している場合も多い。その離婚の理由を庄司洋子氏は『もともと不安定就労・低所得がもたらす生活上の諸困難をかかえる階層に家族の解体・崩壊が生じやすい』と指摘している(山野 2006:75) つまりこれは、離婚するから貧困に陥るのではなく、「貧困・経済的な苦しさを原因として離婚してしまう」と解釈することができる。貧困が離婚と深く関連している可能性もあるし、それが児童虐待にも影響を及ぼしている可能性も十分に考えられる。

ほかにも住居の問題や親の学歴なども虐待と関連していると考えられるデータが子ども家庭総合研究事業によって集められている(山野 2006:75-77.79-80)。住居は、虐待問題を抱える家庭は賃貸住宅の割合が圧倒的に高く、全世帯の持ち家率が 62 パーセント

に対して、問題家庭はわずか 15 パーセントにしか満たない。そういう家庭の住環境の多くは子どもの一人部屋が用意されている家庭は極稀であるという。親と子どものプライバシーが確立されていないせいで、お互いにストレスの逃げ場を持つことができずに内側に溜め込んでしまい、抑鬱状態になってしまう危険性もはらんでいる。また、子育てという面においても部屋の狭さは逆効果であることも証明されており、親が子どものちょっとしたわがままや騒々しさを過敏に受け止めてしまい、最終的に育児への興味を失ってしまったり子どもに対して攻撃的になってしまったりする。学歴においては特に世代間連鎖を起しやすく、他人に対してはもちろん子どもに対してさえ負い目を感じやすい部分となっている。「社会階層と社会移動全国調査」(SSM 調査)という社会調査が 1955 年以降 10 年毎に行われているが、いまだに世代間連鎖を指摘され続けている。また学歴は職業の選択に大きくかかわる要素の一つであり、特に高度経済成長期以降は低学歴層が社会的に高い職業に就くチャンスが減ってきているのが現状で、保護者の職業や学歴の高さという要因が子どもの教育達成に一定の影響を与えるということは戦後 50 年近く大きく変化していない。さらに荻谷剛彦氏は『高度経済成長期以降、子どもたちの中学時代の成績が社会階層の高低によって、かなり影響を受けるようになっている』と指摘している。これはつまり、低社会層と高社会層での成績の差が拡大している解釈することができ、今後子どもたちが職業選択する際の足かせは未だ残り続けているということでもある。学歴が低ければ低いほど所得も低く、社会的な責任も小さい仕事に就くことしかできない。働けども収入が一向に増えずに不安定な生活から抜け出せない。そのような悪循環から抜け出すための公的な支援は未だ不十分であるのも今の社会なのだ。

ここまで見てきたように、過去から現在にかけて複数回虐待自体に対する禁止令や自治体単位での対策は打たれてきているが、根本の問題は未だ根強く残っているのが現在の日本の状況である。

1.2 現在の政府の対応と実態

児童虐待が起こった時の基本的な対応プロセスというものが世界的に存在している。それは、予防的支援・早期発見と介入・子どもへの治療的支援の 3 段階でなされる。日本では児童相談所で虐待の通報や家庭の任意の相談を受け付けているため、特に第 2 段階の早期発見と介入に大きな割合を占めている。実際児童相談所に寄せられる相談件数はここ数年で急激に増加している²。それはあくまで相談の件数なので、実際に虐待には含まれないケースも勿論含まれている。そのため、虐待自体が日本で増えているとは言い切ることができない。だが、一方で虐待による子どもの死亡率を見ると上昇と減少を繰り返している。虐待発見の意識を国民が強く持ち始めたことは虐待対策の大きな進歩であると思うが、発見

² 子ども虐待防止 オレンジリボン運動 「統計データー子ども虐待について」
<http://www.orangeribbon.jp/about/child/data.php>

をしても1つ1つのケースに手厚く対応できるだけのキャパシティを現在の日本は持ち合わせていないが故に、虐待死の件数がいまだに年間50件を超え続けている原因なのかもしれない。

まずそもそも日本の児童相談所ではどのような対応をしているのだろうか。児童相談所とは、児童相談所とは、18歳未満の子どもや家庭からの相談に応じ、必要な調査や医学的・心理学的・教育的・社会的・精神保健上の判定を行ったうえで、面接指導や児童福祉施設入所や里親委託などの必要な援助・措置を行う相談機関である³。虐待だけでなく、未熟児や病気持ちの子どもや非行に走ってしまった子、障害に苦しむ子どもなどが健全に成長できるようにサポートをする場所でもあるのだ。そこで働く社員は児童福祉士などの児童の福祉専門家ばかりではない。県庁などの異動先になったりするくらい入れ替わりの激しい部署であり、またその道に今まで興味を持ってこなかった人も現場で働いている。児童相談所は一般市民の通報や市からの要請を受けた後に通報の受理会議が行われる。そして会議終了とともに原則48時間以内に安全確認のための初期調査がしかるべき手順で行われた後に、リスクアセスメントと言って、一時保護の必要性の判断や援助の方向を具体的に決めていくことになっている。

児童虐待に対して政府が昔から何もしていなかったわけではない。実は政策も実際に児童虐待に直接的に携わることも多い児童相談所もここ20年ほどで大きく変化している。

1997年6月の厚生省は「児童虐待等に関する児童福祉法の適切な運用について」という通知を出した。それはこれまで保護者から子どもを引き離す必要がある場合は一時保護あるいは施設入所をさせなければならないにも関わらず、積極的に家族の中に介入しようとしなかった児童相談所に対して、義務を果たすべく毅然とした対応を保護者に対してとよう求められた。その後マスコミの報道などで社会の注目がより虐待に対して向けられるようになったため、政府は改めて対応強化の通知を出したりしている。その通知に加え2000年に出された「児童虐待防止法」も後押しして、もともと児童相談所が持っていた行政機関としての権限を最大限行使するための強権的で介入的な体制が完成されてきた。

かつての児童相談所はいわゆる母性的な性質を強く持っており、保護者に寄り添い、傾聴・受容することに重きを置いた方針で運営されていた(山野2006:25)。しかしこの通知や法律を受けて積極的に家庭に介入し、子どもの安全のためには一時保護・施設入所も顧みないような「父性的性質」を強く持つようになった。保護者が相談に来るのを待っているだけでなく、不適切な養育状況にある家庭の話聞きつけたら積極的に関係機関や該当家庭に足を運び、必要ならすぐに子どもを保護するスピード感のある対応を行うようになっていく。

また対応のスタンスだけでなく調査の方法もかなり変化した。あくまで調査の原則は保護者や児童のプライバシーや意向を尊重し、当事者以外から情報を得る際には当事者の許

³大石景広 「虐待が発見されてからの流れ・ケース会議・措置制度などについて」
<http://cl-miyagi.org/wp-content/uploads/2014/02/34cefa24ee9429abe40021391cffb16f.pdf>

可が必要である。だが、一度虐待ケースであると判断されれば、その原則は基本的に守られないことがない。子どもや保護者の知らない間に学校や行政機関等での調査が児童相談所によって行われる。また、2004年の改正児童虐待防止法成立以降は当事者の許可なく隣人等からの聞き取り調査が法律的に可能となっている。さらにプライバシーの面で上げるなら児童相談所の記録の仕方も当然変化しており、虐待の証拠を確たるものにするべく、虐待された子どもたちの外傷写真を撮影することも当たり前になっている。

児童相談所の組織としての在り方も、マスコミや民間団体等の講義も含めた世論による「魔女狩り」的なバッシングを受けて変化を迫られた（山野 2006:23）。他の行政部署では人員の削減・規模の縮小が盛んに進められているのにも関わらず、児童相談所だけは機能の充実や人員の補充が積極的に図られている。厚生労働省が、児童福祉士の配置数の国庫基準や政令の改定を行い、多くの県で児童福祉士の増員が毎年のように行われている。このような変化はいい影響だけではなく、児童相談所内の官僚制の性格が強まる結果となってしまった一面もある。それはつまり、個々のケースワークを大切にしたいと思う所員がいたとしても、上司の意向一つで一蹴されてしまう危険性も孕んでいるということでもある。だがこのような政府による変化は児童相談所内だけではなく学校や福祉事務所等の関係機関からの通報の在り方にも影響を与えた。どこかの地域で虐待死亡事件がマスコミによって報道されると、その地域の管轄児童相談所への虐待通報の件数が極端に増加する現象が、全国どここの地域でも見られる。どんなに軽微な傾向でも、疑わしいものは虐待と通報することで自らの責任を軽くしようとする官僚的な側面がここでも働いているようにはみえないだろうか。だが一方でその傾向のおかげで虐待の発見数も増加したのも事実であるので、酷い虐待に苦しむ子どもたちを救うという児童相談所の本来の役割を果たしやすくなっている。

児童相談所以外にも虐待を減らすため、子育ての不安を取り除くために各地で様々な支援活動が催されている。その内容は子どもが健やかに成長するために何をすべきか、というように親をアシストするものであるが、これらの催しをすべての家庭が享受できているわけではない。共働きの家庭であると開催される時間に仕事が入っていることも多いという。また、その地域で孤立してしまっているような家庭であると、そもそも開催されていることを知らないような場合もある。今の日本のシステムでは、福祉は自分から受け取りに行くことが鉄則である。自らが主体的に育児に関する情報を集めに行かなければそもそも援助を受けることもない状況である現在、すべての家庭が快適に育児を行えているかどうかは疑問である。

2. 日本の児童虐待と子育てに対する固定観念

2.1 虐待としつけの違い

「親が果たすべき役割というものには存在する。それは、わが子が社会に出て一人前に生活できるような、生きる術を身につけさせることである。それは一般に「しつけ」と呼ばれ、子どもを持つうえで避けては通れない道である。しつけを通して子どもに様々な知識や知恵を伝授するわけであるが、それは子どもにとって気持ちの良いものばかりではない。親の言う事に納得がいかず、子どもが一方的に泣くこともあるだろう。その「泣き」は子どもや赤ちゃんにとって親に自分の意思を伝える大きな手段で、それを親に対して憎しみをもって行っているわけではない。だが、親はその甲高く泣き止まない泣き声にイライラしたり辟易したり憎しみさえ覚えたりする。様々な生活の中で、つい「カッとなって」子どもに手をあげてしまうこともあるだろう。それは定義の上では虐待となるが、本当に一括りにしてしまっているのだろうか。

まずはしつけの定義について確認する。しつけとは、子どもが成長するにあたって身につけなければならない習慣や礼儀作法等を、親やそれに代わる大人が子どもに身につけさせることである（南部 2011:19）。このしつけに関して社会の見る目は益々厳しくなっているのが現状である。電車でするさい子どもに対する必要以上に冷たい親への視線であったり、泣くのが当たり前である赤ん坊の泣き声にさえ苛立ちを抑えられなかったりする人もいる。「子どもが騒いだら親のしつけがなっていない証拠」というように泣かせないのが当たりの育児という風潮が少なからず存在するが故、幼い子どもを抱える親は周りに迷惑をかけないために益々神経をとがらせる。その結果、子どもに対して理性ではなく感情で物事を判断し、子どもにぶつけてしまうこともあるだろう。この親の身勝手な「感情」が虐待の本質であるように思う。

だが前章で確認した虐待の定義であるが、どれだけ法令やマニュアルで整理され文章化されていたとしても、実際に虐待の現場や育児の面で様々な事例に直面すると定義そのものが曖昧であることに悩まされるであろう。

実際のしつけは、愛情と安心とが保証されたうえで「良いこと悪いこと」の価値観を、信頼できる大人からのメッセージとして子どもが受け取ることによって成立するものである（南部 2011:25-26）。決して親からの一方的な行為ではなく、子どもの発達段階で必ず通る健全な反抗と、親の要求をすり合わせ、親子の信頼関係を支えとして絶え間ない交渉と調整を繰り返していく複雑な営みである。子がそれに応えてくれたら感謝すべきであるし、また親が子供の行為を不快に感じたら、それを子どもに伝え、理解してもらい権利も持っている。親が真剣に子どもと向き合っていると、感情に任せて子どもにあたってしまった経験はどの親も持っていることだろう。そのような出来事は深刻な虐待につながり得る行為であ

るともいえるが、しかしだからといって取り返しのつかない虐待行為だと言うこともできない。親が子どもをたたくとき、感情による突発的なものなのか理性で考えて行われたものなのか、第三者は判断することができない。また親自身もその行為の時に「子どものため」だという思いが全くないわけではないだろうから、本人もよく分からなくなってしまう。そのため子どもを殴ってしまった際には自分の行為は即座に振り返り、自身の行動が果たして本当に子どもの不躰や粗相を正すためのものであったかを検討しなくてはならない。検討したうえで、子どもがその行為の真意を理解していない限り、しつけは成功したということとはできない。実際、親が「子どもの将来のためだ」という名目で殴ったところで、子どもはその真意を理解することは困難であるし、イライラとしたネガティブな感情をそのままぶつけられたとしか感じることはできない。だから、親が問題だと思う子どもの行動に対して暴力でアクションしても、子どもはその意味を理解できない。そのすれ違いがさらなる身体的な攻撃を伴う「しつけ」へとなり、激しさが増すとともに虐待へと繋がってしまうのだ。

親が自分のしつけが間違っていたと反省したとき、「謝る」という行動は非常に重要な転換点であり、必要なアクションである(南部 2011:29-30)。子どもに対して自分の行為の非を認め、許してもらうことで自身も暴力の呪縛から解放され、体罰が行き過ぎを防ぐ秘策になっている。さらに、親が謝るということで子ども自身にも良い影響を与える。謝るという行為は子どもに対して「あなたが正しかった」というメッセージを送ることにもなり、子どもに間違いを指摘する勇気や過ちを認める素直さを学んでもらう機会にもなる。子どもは謝る親を見下したり軽蔑したりすることは決してしない。むしろお互いの信頼関係をより強固にすることができる絶好の機会なのである。

しつけの最終的な目標として目指すところは、他者との関わりの中でコミュニケーションを円滑にとり、人間らしい生活を営むことがあげられるだろう。子どもは自ら共感されてはじめて、他者への共感が芽生え、やがて人の気持ちを押し量り、尊重することを身に着けていく。よって、子どもへの要求が「しつけ」として許容されるためには、まずは親が子どもの気持ちを尊重し、共感し、安心感を与えることが大きな出発点となる。これによって、虐待は親が一方的に自身の感情を押し付け、子どもをコントロールしようとするところであると言え換えられる。親がいくら「子どものためだ」と思っていたとしても、しつけをするうえでこの意味合いが強くなってくるとすれば、その行為は間違いなく虐待であるといえるだろう。

2.2 具体的事例

このように虐待としつけは紙一重であり、親と子どもの双方向の心のやり取りであることを前章で確認した。このようにしつけというものは親の心構え一つで子どもに与える影響は大きく変化し、その方法も様々であっていいはずであるのに、ここ日本ではしつけのセオリー、いわゆる「固定観念」のようなものに縛られがちであるような気がしてならない。

しかもこの「固定観念」は今子育てに奮闘する若い母親・のみならず、父親をも支配し、さらには子育ての第一線から退いた親の両親や全くの他人である私たちがさえ飲み込んでいく。ここからは具体的な事例を通して虐待を身近に感じるとともに、その虐待の背景から、育児に対する私たちの心の奥底に潜む固定観念の在りかと、その根本的な原因を発見していきたい。

2.2.1 心理的虐待・身体的虐待

1つ目は育児書に苦しめられた母親の心理的虐待の事例である。心理的虐待は後にも記述するネグレクトと混同されやすいが、心理的虐待は監護を放棄されているわけではない。簡潔に述べると、「子どもの心を殺す虐待」であり、それには子どもに対する直接的な暴言や否定だけではなく、親から親に対するDVを目撃させることも心理的虐待に含まれる。しつけという名目で、子どもの悪事を叱るつもりがいつの間にかエスカレートして自分でも気が付かないうちに自分が制御できなくなっていた、というケースが多いのもこの虐待である。

沢村紀子（仮名）は未熟児で生まれた奈央（仮名）の育児に日々没頭していた。未熟児という他人よりも「遅れた」子である奈央を早く周りに追いつかせるため、自身の母親の期待に応えるべく育児書を手を奮闘した。しかし紀子が努力すればするほど奈央は神経質になり、奈央の発育状況が平均よりもかなり遅れていることを定期健診で医師に私的に告げられるたびに過度のストレスを溜めていた。初めて言葉を話しても「平均より遅れている」とため息をつき、幼児教室に通わせて課題を達成させたわが子に対しても「周りとはとっくにできている」と冷たく突き放した。次第に紀子あらゆる激励は奈央にとってプレッシャーとなり、紀子の顔色を常に窺うようになった。母親に対して委縮することによって奈央がミスを多くするようになると、紀子は苛立ちを次第に奈央に手を挙げてぶつけるようになり、暴言もますますひどくなった。最終的に夫が離婚を決めたことをきっかけに教育カウンセリングセンターを訪れ、虐待は事件化することなく解決へと向かった（青木 2000:12-34）。

紀子は昔から几帳面で努力家であった。学生時代には優秀な成績を収め、普段から無駄のない生活を送っているのは日々の努力の成果であり、実の親から褒められることは彼女にとって一番の心のよりどころであったという。逆に昔から親に叱責ばかりされており、叱咤激励することこそが親の愛であると勘違いしていた。常に他人よりも秀でていることを目標としてきた彼女にとって、奈央の「遅れている」という状態は何よりも苦痛だったのであろう。他人よりも優れていなければならないという思いこみと、思うように成長してくれないわが子への苛立ちが重なって虐待へとつながってしまったのだと考えられる。さて、なぜ紀子は「完璧」な母親にならなければいけないと思いついてしまったのだろうか。

2つ目は愛されることを知らない継母による身体的虐待の事例である。虐待といわれて思い浮かぶイメージは、この虐待が一番多いかもしれない。しかし、親によって身体的虐待が行われている場面が目撃されることは非常に少ない。それを発覚させるためには、子どもの

激しい泣き叫び声や異常な物音等から判断するしかない。しかも通報する側としてはそれが日常的に続いてからやっと関係機関に連絡をするため、医者などでないと早期発見が困難であるのも特徴である（南部 2011:33-35）。しつけの節でも確認したが、子どものためを思っている暴力は、往々にして子どもは親の真意を理解できない。また、「どうして自分の言う通りにならないのか」という二次的な感情を制御できなくなり、親自身も自分自身をコントロールできなくなってしまう。このようにエスカレートしてしまい、子どもに最早言い逃れができないような怪我を負わせた時点でやっと自分の行動の異常さを悟る。しかし、その状況に混乱しながらも、周囲には暴力の存在自体を否定・隠蔽するのも特徴の一つである（南部 2011:38-39）。

実の母親を無くして1年ほどの家庭に新しい母親、早苗（仮名）とその娘がやってきた。早苗は家に着くと昔の母親の荷物を捨て、自分のもので新しい家を作り上げていった。父方の幼い息子である智也（仮名）は早苗に対して戸惑いしか覚え、馴染むことがなかなかできなかった。そんな智也に対しても早苗は快く思わず、新しい家庭になれない智也に対しての苛立ちを募らせていった。次第に早苗は智也に暴力をふるうようになるが、昼間は働きに出ている父親は、智也の怪我に対する早苗の嘘を見抜くことができなかった。智也はやせ細り、とうとう正座ができない状態にまでなった段階で父親は虐待の危機を感じ、カウンセリングへと遅すぎる足を運んだ（青木 2000:35-53）。

継母の早苗は実は幼い頃に自身も虐待を受けていた。自分自身も父親から酷い暴力を振るわれており、その痛みは誰よりも知っている。そのはずであるのにその抑え方がわからなかったと後悔していたようだ。カウンセラーに共感してもらいながら話を聞いてもらうことで過去の傷を癒し、再び智也と向き合う覚悟を持ち、現在はあたたかな家庭を築く努力をしているという。この事例から読み取れる情報として、早苗は距離を感じている新しい子どもに対して愛情を抱くことができなかったという点がある。幼い頃に彼女自身も虐待を受けていたという過去が関係しているのだろうか。

2.2.2 ネグレクト

ここでは2000年12月に発覚し、実際に事件となってしまったネグレクトの事例を紹介する。改めてネグレクトの定義を確認しておくと、「児童の心身の健全な発達を妨げる減食又は長時間の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること」である（南部 2011:97）日本では一般に「子どもは親のものである」という考えが主流であるため、他人の家のことには口出ししない傾向が強い。さらに、身体的虐待のように明らかに虐待という痕跡を見つけ出すことが難しく、正確な事実として認識することが困難であったため、研究者や医者などによって注目されることも少なかった（南部 2011:95-96）。したがって他人から発見されることが少なかったネグレクトは、虐待の中でも特に多く発生しているのが現状である。厚生労働省調べによると、2008年度に児童相談所に寄せられた虐待件数42664件のうち、ネグレクトは37パーセント、およそ1/3を占めており、1999年と比べて4.6倍にも増えているの

だ。

先ほど、ネグレクトは子どもが生きるために必要な監護を保護者が放置することであると確認した。子どもが監護不足によって避けることができる危険には様々なものがあるため、ネグレクトにはいくつかの類型が存在している。情緒面や衣服面、医療面等、計10種類のネグレクトがあり、これらを通して親からの愛情を適切に受け取れなかった子どもには人格形成の上で精神的に非常に大きな枷をつけてしまう。この点に関しては、事例を通してネグレクトの実態、虐待をしてしまった親側の原因を認知したうえで、次の節で明らかにしようと思う。

3歳になったばかりの真奈（仮名）は20日間近くも段ボールの中で放置され、最終的に何も食糧を与えられなかったために餓死してしまった事件である。その時の両親の年齢は21歳とまだ若かった。真奈は生まれてすぐに重い病気を患った入院生活から帰ってきた真奈は大変聞き分けの悪いわがままな子になっており、悪戯するたびに若い父親は苛立ちを抑えることができず、感情のままに真奈を殴る日々が続いていた。また、一歳半検診で医師から身体機能の発達や発語の遅れを指摘された際に「恥をかかされた」と両親ともに思い込んでしまう。真奈の発達の遅れに気づいた頃と同時期に弟を出産し、両親の関心は完全にそちらへ向かってしまう。両親の気を引こうと真奈は弟を叩いたり悪戯をしたりした。しかし両親はその心に気が付くことはなく、煩わしさから動きを制限・放置するようになった。次第に母親は真奈の食事を作ることが億劫になり、そのまま何も食事を与えられなくなり、段ボールの中から餓死した彼女が発見されたのである（南部 2011:108-109）。

この事例の虐待の原因は一般に言われる社会的な貧困から引き起こされたとは考えにくい。そこで、実際に起こった出来事ではなく、両親の養育環境に注目してみたい。この若い両親はどちらも幼い頃の環境に恵まれなかった。どちらの家庭でも実の父親にギャンブル癖があり、幼い兄弟たちは金銭的にも非常に切迫した中で生活し、最終的にどちらも離婚している。真奈ちゃんの母親の実母は離婚した後に自分の子どもたちの世話を放棄していたため、自分が似たような状況に立った時に、今日の前にある現状が異常なものであるという危機感を持つことができなかった。また真奈の実父の家庭は離婚後母親が女手一つで子ども2人を育て上げたが、わが子らに対して「いい子」であることを強制し、体罰を通して抑圧する暴君のような性格の持ち主であったという。どちらの家庭でも親から子どもへの「共感」という感情を見出すことはできない。ここにも項の冒頭で述べたように虐待の原因の根本的な問題を見出すことができるように感じる。

2.3 虐待の原因の社会的背景と発達心理的背景

これらの具体的事例から虐待のリアルを感じられたと思う。虐待した母親に対する怒りを向ける前に、その母親の置かれている状況や過去の養育環境に目を向けてみたい。それぞれの家庭の親たちも決して恵まれた環境とは言えない状況の中で幼少期を過ごしてきた。

その幼い頃に受けた影響は果たして人間として成長するうえで影響を及ぼすものなのであるだろうか。また、特に早苗の事例では「完璧」な母親を目指していたが、そうってしまった原因は幼い頃の環境もそうであるが、そう思い込ませてしまう社会の風潮にも影響があるように感じる。この節では、そういった社会の女性に対する風潮や、幼少期の人間が成長するうえで誰もが辿る精神的な発達心理から、虐待にどう結びついていくのかを明らかにしたい。

2.3.1 子育てはだれのもの

現代の日本では女性が社会に出て労働することはかなり当たり前となっている。かつての日本に合った「男は仕事、女は家庭」という単純な性別分業はもう時代遅れの価値観といってもいいのではないだろうか。女性が働く上で重要視する項目に「結婚・出産後も働けるかどうか」というものが多くあるが、未だに子育てに対する悩みを主に女性だけが抱えていることに疑問を抱かざるを得ない。また、児童虐待という言葉が社会問題として注目され、いわゆる「ネグレクト文学」というものが生み出されるようになった時代、その登場人物のほとんどは母親と子どもであった。このように虐待と聞いて思い起こすイメージは、母親によるものが多い。先ほど私があげた例もどれも母親であるように、虐待関連の様々な資料を見ても女性が加害者の場合がほとんどである。なぜそのような現象が起こるのだろうか。

1960.70年代の日本には「母性愛神話」「三歳児神話」というものが強く社会で信じられていた(上野 2006:172)。母性愛神話とは、「女性にはもともと、母性が備わっている」「育児は女性にとって天職であり、子供にとって母親の愛情ほど素晴らしいものはない」というようなものである。つまり、女性にとって母性は本能である。そして本能であるがゆえに「女性は常に母性を感じている」ということであると解釈できる。この母性観・思い込みは女性を家庭内に縛り付け、女性の社会進出の妨げになってきた。この思い込みは現在では大分薄れてきたものの、潜在的にこの考え方を持っている人は男性女性問わず少なくない。

今の日本の若い男性にアンケートを取ったところ、一番多く見られた回答が「専業主婦になることだけを考える女性は退屈で刺激が乏しく嫌だ」というものである(大日向 2002:67)。この回答だけを見ると、女性と対等な関係を築こうとする意志の見える男性が増えているという良好な傾向と捉える人も多いだろう。だがこの後には大抵「ただし、子どもが生まれたら彼女は仕事を辞めて育児に専念すべきであり、育児を喜びとする女性であってほしい。自分は仕事に専念したい」「自分も育児はするが、父親の役割はいざという時であるから、必要になったら呼んでほしい」という文言が続く。(大日向 2002:69) 男性側は決して女性の人生を狂わせようとしているつもりはない。単純に母親の愛が子どもにとって一番だという母性観を信じ込んでいるだけなのだ。この男性たちによる思い込みは悲しいことに、女性を育児に容赦なく縛り付ける。「自分の社会に出て活躍したい、勉強をしたいという思いを我慢して育児に専念してこそ母親として成長ができる」というような男性たちの言葉は、子育てに悩む母親たちにはどうしてももっともらしく聞こえてしまう。人

から強制される我慢は、自己犠牲を強いられているような感覚にさせる可能性も秘めているため、より子どもを愛するようになるどころか、逆に虐待へと導いてしまう危険性も孕んでいることを肝に銘じなければならない。また、虐待までいかなくとも、抑圧された感情を子どもに過剰な期待として向け、その重すぎる期待に母子ともに苦しむことになってしまう恐れもあるのだ。

また、このような男性からの思い込みによる束縛だけではなく、女性から女性にされるこの神話の思い込みによる弊害も少なからず存在する（大日向 2002:105）。時代が変化しており、現代は子どもが生まれたら、会社を退職して育児に専念する専業主婦となることが難しくなっている。このような時代であるからこそ、労働と家庭を両立できるような生活を確保することが重要な課題になっているといえる。しかし、社会に出て働きたいという母親の願いは、社会のみならず、特に同じ女性たちから「単なるわがまま」として退けられてしまうことが残念ながら多発している。女性が女性を攻撃してしまう経緯として、「自分は仕事を捨てて育児に全力投球した」というような自分自身の体験の比重が非常に大きくなっている。子育てに専念しなければならない期間はたかが 3.4 年であるのだから、その間に育児に集中して、子どもの「はじめて」の瞬間に立ち会うことを選択した、と語るキャリアを積んで社会で成功している女性が多い。自身の実績を評価される立場に多い職業は、弁護士や医師、経営者などのいわゆる専門的な技術を要するような人たちが大半だ。特別な資格や技術を持たない女性たちは、大抵の場合、一度育児のために会社を辞めて数年のブランクを抱えている際の再就職は大変厳しい道のりである。その一方で成功を取めた女性たちは「仕事も自分の欲望も抑えたいうで育児に臨んだから、今の人間的に成長した私がいる」という発言を同じ女性に向ける。自分も育児と仕事の板挟みに苦しんだはずであるのに、その苦しみを共に分かち合い、同じことを経験しようとする女性たちを励ます方向に向かうことができなのだろうか。

さて、もう一つの神話である三歳児神話とは、「子どもが幼いうち、少なくとも三歳までは母親が育児に専念するべきだ」というものである（大日向 2002:19）。母性愛神話が本能という目に見えないものを根拠に語られた神話であるのに対して、三歳児神話は母親の振る舞いに対して義務を課すものと言えるだろう。さらにこの考えをもとに、乳幼児期に母親が自分の手で子どもを育てないと将来非行に走る可能性が上がったり、引きこもり等の成長の歪みを引き起こす可能性が上昇したりするという一種の強迫観念のようなものを持つてしまう母親もいる。またこの考え方を、悲しいことに育児の専門職の人が持っていることも少なくない。仕事にいそしむ母親に対して「子どもはお母さんと過ごすほうが好きだから、できるだけ早くお迎えに来てください」という言葉は、社会で働く母親たちにどれほどの葛藤をもたらしているだろうか。1998 年の「厚生白書」は三歳児神話には合理的な根拠が無いと生命を發表してはいるが、一方でこの神話の中には簡単に切り捨てることのできないような要素が含まれていることもまた事実である。

その大きな要素として、子どもの成長において 3 歳までの時期が最も構成に影響を与え

のような時期であるほど重要な期間であることがあげられる。詳しくは次の項で解説するが、幼少期は心身ともにか弱く、生きるためには誰かの庇護が必要となってくる。自分を信頼し、他者を信頼して人間社会を生きていくためには幼少期がそれを育むうえで最も適している時期なのである。上記のように子どもにとって大切な時期であるからこそ、生みの母親が育児に専念するべきであるという「三歳児神話」が生まれてきた。だがしかし、子どもを愛せるのは本当に母親だけであるのだろうか。

子どもに対して適切な愛情を注げない母親がいることは前節の実例で確認した。だがそれは極端な例で、普段の生活の中でも心身に疲労が溜まっていたり、日常生活でストレスを抱えていたりで自分の子どもに対して適切に向き合うことができないこともあるだろう。そのような時に、母親ではない誰か、例えば父親や自分の両親等の身近な人々が幼少期に必要な愛情の注ぎ方を理解していればその母親の代わりを務めることは十分に可能である。子どもの接し方が分からないから子どものことを一番理解しているであろう母親一人に押しつけて逃げるのではなく、子どもが今求めていることを自分から理解することで誰でも「母親」の役割は果たすことができるのである。果たして子育ては誰のものなのだろうか。

2.3.2 連鎖する虐待

幼い頃に虐待を受けた子どもが親になったとき、わが子に虐待をしてしまう可能性が高まるというデータがある。「子どもの愛し方がわからない」という虐待を犯してしまった彼らの言葉は発達心理学的に解明できるところがある。ここでは福富氏が訳した『新版生涯発達心理学』を基に、虐待の対象になりやすい5.6歳までの子どもの発達段階の解説をする。

生まれてから1歳半になるまでの時期は第1段階の乳児期と位置付けられている（福富1988:110）。この段階の発達主題として、基本的信頼感と基本的不信があげられる。この時期の子どもは言葉による意思表示ができない。乳児の感情は不快感情から先に発達していくので、その感情表出が親とのコミュニケーションの上で非常に重要となる。生まれた「不快」という感情を泣くことによって表現すると、母親的存在である人が適切な対応（世話）をすることによって「快」という感情が生まれる。このように世界は自分を見捨てているわけではないという信頼、適切に対応してくれる他人への信頼、自分はここに存在してもいいという自分への信頼3つを併せて基本的信頼となり、成長し青年期に差し掛かった時に時間的展望を広げていくうえで非常に重要な人間の基礎となる。また、母親的存在が適切な対応が取れなかったときには基本的不信感へと繋がることになるが、これもまた適度な量であれば、成長した際に遠慮や慎重といった形へと変化するもので不必要であると言い切ることはできない。

1, 2, 3歳頃になると第2段階の幼児期初期に差し掛かる。この時期で最も重要な発達主題は自律性と恥・疑惑などの欲求のコントロールである（福富1988:146）。この時期で象徴的なものはトイレトレーニングである。自分はもう大きくなったから一人でなんでもすることができるというプライドを持ち始める。排泄の欲求のコントロールが成功することが

子どもたちの自律心を育み、自分に自信を持つことができるようになる。また、この意志が芽生えてきたことによって、親などの自分以外の外部からの要求に反発するようになる。これが第一次反抗期とも呼ばれており、これは親への憎しみではなく、自我を確立して発散し、コントロールすることの練習を子どもたちはしているのである。この時期に重要な親の立ち回りは子どものプライドを必要以上に傷つけないことである。子どもはこの時期に多くの失敗を繰り返しながら欲求のコントロールを学んでいく。その際に自己評価を喪失させてしまうような叱りつけや抑制は子どもの心を殺し、自分で判断することができなくなり、親の顔色ばかりを窺うようになってしまう。自分の心を殺して親の期待に応えることだけが、その子どもにとっての全てになってしまうのだ。

最後は3, 4, 5歳の頃に迎える第3段階の遊戯期である(福富 1988: 199)。この遊戯期に差し掛かると子どもは身体的にも精神的にも成長し、活動範囲が心身ともに大きく広がっていく時期である。この範囲の広がりの中で友人等の他人との交流を学び、遊びを通して様々なことを経験していく。前の段階で自我のコントロールを身につけたことにより、自分の意志を具体化できるようになるのもこの時期である。意志が具体的な目標を持った時に、それを実行させようと企画・計画・立案したりする術を考える、といった主体性がこの時期では最も育まれる。このような行為をこの時期では積極性というが、それと相反するように罪悪感というものが存在し始める。積極性でもって他者とかかわるようになり、外の様々な物事に対して疑問を抱く。その疑問の中には、人間の文化的な規範として触れてはいけないようなもの(例えば近親相姦)も存在する。疑問を抱き、それにぶつかった時の相手の行動や応答から、「罪」の意識を創り上げていく。肯定的に罪悪感を解決できれば罪悪感は異常に膨れ上がることなく人間社会で生きていくために必要な規範を身に着けていくのだが、あまりに否定的に解決しすぎてしまうと、その子どもにとって圧倒的な罪悪感しか残らなくなる。積極的に外の世界とかかわろうとして実験的に探索しているのに、それを厳しく制限してしまうと、子どもは自分の周囲の世界に疑問を持ち、疑問を感じるからこそが不当な行為であると勘違いをしてしまう。結果として好奇心を持つこと自体が「罪」であると錯覚してしまう。それが行き着く先は、先ほどと同じように未知の世界に対する対処の仕方を、親やほかの強力な人物にゆだねるしかなくなるのだ。

さてここまで年齢に応じた発達心理の変遷を見てきたが、この発達段階が何らかの要因によってクリアできなかった場合はどうなってしまうのだろうか。これは「固着」といって、書く発達段階における欲求が十分に満たされなかった場合に、成長して大人になってもその段階に固執してしまう現象が起こる。例えば第1段階の乳児期で固着を起こしてしまった場合、目に見える症状というなら指しゃぶりや飴をしきりに舐める等の行為を繰り返す。先ほどまでに述べた3つの段階、特に第1段階は人格形成において非常に重要な要素であるため、後々の人生に大きな影響をもたらす。自分を信頼することも他者を信頼することも、世界さえも信じることのできないまま育ってしまった人間が親となった時、目の前の小さな生命に対して自分が今成し遂げなければならないことを想像することが困難となっ

まう。この固着によって精神年齢が部分的にも引きあがらずに大人となってしまうと、「アダルト・チルドレン」と呼ばれるような精神を持ち合わせた人間が出来上がる。自分の思い通りに動いてくれない、言葉を通わせることもできない生命体に対して愛情を抱くことができなくなってしまうのだ。

また、乳児期から幼少期にかけてみられる、「アタッチメント（愛着）」というものも、子どもの発達心理学の中では非常に重要な要因の一つである（開, 齋藤 2018:99）。アタッチメントとは、生物が不安や危険を感じた時に自分を保護してくれる対象（安全基地）へ接近し、安全感を回復・維持しようとする行動傾向やその背後にある心理システムのことであり、子どもが母親的存在との間で形成させる愛情の絆ともいわれている。Bowlby はアタッチメントにも発達段階が存在すると提言している。第1段階は誕生から生後3ヶ月までで、人の弁別を伴わない定位と信号行動の出現期としている。これはつまり、子どもが見つめる相手は誰でもよく、泣いたり微笑したりといった外の世界とコミュニケーションをとるための働きかけを自らしている、と解釈することができる。第2段階は生後3ヶ月から6~8ヶ月で弁別された人に対する定位行動と信号行動が出現する時期としている。今までは信号行動を起こす相手は誰でもよかったが、この時期になると相手を見極めて行動を起こすようになり、さらにそれに対する応答を相手に期待し始める。ここで相手が適切に応じることで、先ほどにも述べた「自分への信頼」「他者への信頼」を獲得することができ、乳児期の基本的信頼を健やかに育むことにつながっていく。第3段階は生後6~8ヶ月から2歳頃までで、信号行動や接近行動によって、特定の人との近接を維持しようとする時期で、子どもの中で誰が「安全基地」であるかを特定されるとしている（開, 齋藤 2018:101）。私はこの時期が子どもの発育の上でこの時期が最も重要であると考えている。この時期になると子どもは自分の足で外の世界とかかわりを持つことがかのようにになっている。外の世界は子どもにとって不思議な事ばかりで好奇心をくすぐるものであるから、子どもは積極的にそちらへ近づこうとする。そこで起こることは期待通りの発見する喜びや楽しみばかりではなく、時には恐怖を感じたりする。そのような時に子どもは「安全基地」である母親的存在のもとへ帰ってくるのだ。世界に対する不安感を「安全基地」で払拭してから再び世界とかかわりを持つとする。これの繰り返しで徐々に世界や他者への理解を深めて、相互に目標を修正しながら行動を強調させていくことを身に着けていく。そのような意味では先ほども述べた、信頼感を作り上げていく上で、母親的存在が適切な対応が取れなかったときには基本的不信感へと繋がることになるが、これもまた適度な量であれば成長した際に遠慮や慎重といった形へと変化するというものと同じように、外の世界との交流の際に発生したネガティブな体験をしたとしてもそれは必ずしもネガティブな影響であるとは言い切れない。そのマイナスな要素もあることを受け入れながら（安全基地で心の平穏を取り戻しながら）、子どもは自分自身の中で調整することも同時に身に着けていくのである。そういう側面があるので、アタッチメントの形成は今後の心理的発達の基礎でありその後の全ての側面を支えるものとなっており、母親的存在は常に子どもにとっての基地・避難所である続けること

が非常に重要となっている。

であるので、安全基地が喪失してしまうと、結果としてアタッチメント機能不全を引き起こしてしまう(開,齋藤 2018:106)。子どもが抱えた不安感を解消するものがいなくなってしまうと、不安定な精神状態を脱することが難しくなる。その体験を子ども自身が主観体験化して言語化し、不安を不安と表現できればまだ解消の使用がある。だが、不安であることさえも分からないまま心に恐怖を抱えたままであると、チック症や円形脱毛等目に見えてわかりやすい症状を引き起こすこともあれば、後々成長してから反社会的な行動や、閉じこもりや対人恐怖等子どもの人生において大きな影響を及ぼす可能性が上昇する。また、自分自身が適切なアタッチメントを体験できなかった関係で、母親自身が子育てに関して不安を抱え「良い母であらねばならない」というような強迫観念にかられた結果、厳しいしつけかすることができなくなってしまう場合もある。本人は自覚がないのかもしれないが、子どもが自分の思うように動かないと「不安」なのだ。そのような状況であっても、子どもは非力な存在であるから、誰かの保護がないと自分が生きていけないことを無自覚ながら本能的に理解している。だから親子関係の善し悪しに関わらず、なんらかの形でアタッチメントは形成される。厳しいしつけをする親に対しても、反抗するのではなく自分が母親の不安を解消してあげるために自我を抑えながら母親の期待に応え続け、「いい子」が誕生する。ゆがんだ親子関係であっても子どもは母親に身体的な接触や精神的安定を求める。だから虐待されても、小さい子どもは社会福祉士やソーシャルワーカーに今起きている辛い日常をひた隠しにしたりする。歪んだ関係のまま成長すると、節の前半で述べた発達段階も十分にクリアできないまま「大人」「親」へとになってしまい、「愛し方がわからない」と、これが最善の方法ではないとわかっていながら自分の体験をそのままわが子へと繰り返してしまうのである。

小括

このように虐待の原因には、貧困や就労状況、世帯の形などの目に見える形によって引き起こせるようなものだけではなく、「母性愛神話」や幼少期の経験によって形成される心の発達といった目に見えないものによって引き起こされることを確認できたように思う。しかし虐待を受けた子どもが親になった際に、必ずしも虐待を繰り返すとは限らない。自分が育った環境を冷静に見つめ、自分の感情と上手に付き合っている家庭も普通に存在する。その中でさらに心や社会の偏見が引き起こす虐待を防ぐには、その人自身も周囲の私たちも知識を蓄えることが重要なのではないだろうか。人間は誰もが幼少期から成長するためにこのような心理的な発達をしており、そこがうまくいかなかった場合にはどういう現象が起りやすいのか等、知っているだけでセルフコントロールがしやすくなるのではないだろうか。このように個人レベルでの対策から心がけていくことが虐待現象の第一歩のように思う。

3. 海外の児童虐待の対応

児童虐待は日本だけの問題ではなく、世界各国でも児童虐待は発生している。かつて世界的に児童虐待が問題視されたとき、児童虐待の対応の仕方は大きく「アメリカ型」と「スウェーデン型」に分かれたと言ってもいい。日本は特にアメリカ型へと遅ればせながら発展していったため、最初は児童虐待対策において日本に先進しているアメリカの具体的な虐待への対応を紐解き、次にアメリカとは全く別の考え方でもって虐待対策に取り組むスウェーデン含む北欧の児童福祉を明らかにしていく。

3.1 アメリカ型

アメリカは、日本と同じように虐待の発見や家庭への介入に非常に特化している。だが日本と比べて処理する虐待の件数が全く違う。またそれだけではなく児童相談所的な役割を果たしている CPS (Child Protective Service、児童保護サービス) の対応も子どもを守るべく日本よりも毅然とした対応を行っている他、警察と司法も強く関与して虐待問題に取り組んでいる。この CPS は日本に比べて非常に充実した体制を整えている。ソーシャルワーカーの数や支所数を比べるだけでも一目瞭然で、横浜市は人口 370 万人に対して児童相談所は 4 か所、ソーシャルワーカーは 81 人である。対してアメリカのロサンゼルスは人口 870 万人に対して CPS は 17 ヶ所、ソーシャルワーカーの数はなんと 6000 人にも及ぶ。このような人数でもって 24 時間体制で通報を受け付けているため、虐待に対して機敏に動くことを可能にしている。日本で虐待が認められた人数は 73765 人に対して、アメリカ全土で虐待が認められた人数は約 686000 人で、通報があったが虐待が認められなかった人数は実に 2498000 人にもなる。さらに言えば、虐待により命を落とした子どもの人数は 1640 人に抑えられている⁴。このように実際に虐待の発見により一定の成果を上げているアメリカでは具体的にどのようにして発見・対処しているかを、これから見ていくこととする。

アメリカでは一般に、家庭に対して介入する力が非常に強く働いている。例えばミシガン州では、子どもと日常的に接触をもち、不適切な養育の可能性に対して敏感に判断することができる専門家（例えば医師・歯科医・心理学者・ソーシャルワーカー・スクールカウンセラー）には虐待の通報の義務が課せられている（原田 2008:15-16）。また、教師や保育士、聖職者にも通報の義務が存在する。通報義務者が虐待の疑いを持ったにも関わらず通報を怠った場合、それによって生じた損害について民事的な請求がされる可能性もある。また、

⁴ 子どもの虹情報研修センター部長増沢高
～アメリカ・イギリス・北欧における 児童虐待対応について～ (2018/12/14)
https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000060829_6

罰金刑であったり短期間収監されたりする可能性も孕んでいるため、通報の件数は膨大な量となる。

この通報は24時間いつでも受け付けられている。州民の経済的・医療的・社会的ニーズを満たせるように支援することを目的とする福祉機関である DHS (Department of Human Service、ヒューマンサービス局) の営業時間内であれば児童保護部門に直通電話が飛ぶようになっている。電話を受けた保護サービスワーカーがコンピューターと紙面に通報内容を入力していく。その後ワーカーはスーパーバイザーに連絡し虐待の内容や虐待の緊急性を検討する。DHS は親などの子どもの保護監督に対して法的に責任を負っている人による虐待のみを対象にしているため、学校や保護施設などによる虐待が通報された場合はそのまま警察や関係機関に連絡し、その後の対応を任せることとなる。そして通報に緊急性が認められた場合には児童保護ワーカーがすぐに現地に赴き調査を開始する。その際に強制立ち入りが必要な場合には裁判所に許可をとったり、子どもを分離する必要がある場合には警察に援護を依頼したりする等、多くの機関と連絡を密に取り合うことが特徴である。

上記のような体制に加え、アメリカで虐待の件数も発見も多く行われておるのには2つの側面がある。1つは節の冒頭にも述べたように圧倒的なソーシャルワーカーの数である。児童保護サービスを行う職員が多ければ多いほど一人当たりの仕事にゆとりが生まれ、虐待であるケースとそうでないケースのスクリーンアウトが効率的に行われ、それぞれの案件に対して適切に対応することができることが理由だと考えられる。もう1つは虐待ととらえるケースの広さである。アメリカではネグレクトの件数が非常に多く、虐待別にみる発見の割合は、ネグレクトが2005年の統計で62.8パーセントにもなる(原田 2008:30)。アメリカで一般にとらえられるネグレクトの定義は日本に比べると非常に広い。日本では先ほどの例にも出たように、子どもに食事を与えずに餓死させるというように相当深刻なケースがネグレクトと解釈される。だが、アメリカでは小さな子どもを家において親が外出する、子どもを学校に行かせないというような事例でさえもネグレクトと捉えられている。日本でも時たまに家で一人で留守番をしていた子どもが火事等で怪我をしてしまったという痛ましい事件も起きたりするが、アメリカでそのような事件が起きようものなら即刻児童保護サービスの対象になるうえに、事情によっては親が刑罰を受ける可能性さえもある。このようにアメリカでは、一般に日本でイメージされるような生命の維持や成長に必要な基本的なケアを怠った結果子どもを危機に晒す(ケアの提供の放棄)ケースに加え、子どもに必要な監督を怠る(監督の放棄)ケースの意味でのネグレクトもあると認知されている。また通報内容全体を見てみても、後者の方が圧倒的に多いのである。後者の場合は事件性が低い事例が大半であり、そのような場合はCPSの裁量に任せられ、より危険度の高い虐待に対しては警察や裁判所の力を借りながら適切に子どもの安全を確保していくのである。

そうして児童虐待が発見され、事件性が認められた後は司法によって裁かれることになる(原田 2008:52.56)。アメリカは虐待による親子の分離のケースには必ず司法が関与する仕組みになっているため、司法がケースを抱え込めば込むほど州の負担は大きくなる。近年

虐待の発見件数が上昇している影響で、コストを抑えるためにケースの遅延を避け、迅速に終結させるために非常に効率化された。そのため親権終了を告げられるケースが以前に比べて増えたのもまた事実である。アメリカにおいて児童保護のための法手続きは、親対州の福祉機関という構図になっており、金銭的に不安定な家庭の親には公費で弁護士をつけることを認めている。ここで行われる裁判は情動ではなく証拠が非常に重要視されている。福祉機関の担当ソーシャルワーカーが原告となって申し立て・証拠の提出を行い、親側も申し立てに対する証拠を提出する。その際裁判所は独自で調査することは許されておらず、当事者から提出された証拠で判断を下す。また子どもにも独立した弁護士が必ず与えられ、弁護士が子どもから証拠を聞き出すということも行われている。このようにして裁判が公平に行われ、虐待の事実認定がなされた後はすぐに処遇のヒアリングが当事者たちに対して開かれる(原田 2008:86-88)。親が子どもを自分のもとに取り返す制限時間はわずか1年だ。この制限時間付きの制度も、罪を犯した親が自らの問題をよく認識して、解決のための努力をする動機に強くつながっている。また、そのようにして立ち直っていく家族の姿を見守るのも裁判所の重要な役割とされている。

このように発見・介入に特化したアメリカもここ数年で事後ケア・家族の再統合に力を注ぐように変化している。虐待対策の家庭の中でフォスターケアという、親と一緒に暮らせない子どもを州が代替的に監護・養育する制度がある(原田 2008:99)。子どもがフォスターケアによって親と切り離されている間に、親がヒアリングで自覚した問題を解決するように努力するのだが、往々にしてフォスターケアにいる子どもは心と身体に傷を負ったままである場合が多い。そのため、里親だけでは対処できないようなトラブルが起きても、その被害を最小限にするために子どものためのセラピストや医師が個人個人に合わせた対応をするほか、将来再び親と家族として過ごすことができるように親との面会も促進している。子どもは親から引き離されてしまったときには「自分が悪いせいだ」と思い込み、親を助けられなかったのは自分のせいだと悩んでしまう。いくら酷い虐待を受けていたとしても、子どもは親への愛情を忘れない。だからこそ親と面会をすることは再統合だけではなく、今後の子どもの精神状態にとっても重要な意味を持つ。1週間に1度以上の面会は権利として認められているため、面会の監督の程度の差はあれど必ず行われる。逆に面会をしようとしなない親に対しては、子どもの心を大切にする意志がなく、再統合に本気で取り組んでいないとみなされる。このようにして親子の新しい絆を1年かけて創り上げた後に改めてヒアリングが行われ、虐待の原因が排除されたのを確認してから裁判所によって再統合を決定されるのである。また家庭に子どもが戻った後も半年間は再統合ワーカーが定期的に家庭訪問をし、問題点や生活の状態をチェックする。そして問題が発生していたら解決できるようにサポートを施すのだ。また、ただ戻すだけではなく、家庭の問題に応じた援助サービスを親に教育することも再統合ワーカーの仕事である。このようにしてアメリカでも、既存の発見に特化した虐待対応だけでなく、継続的に自立して生活していけるような環境を創るように、アメリカとしての意識も高まってきているのである。

3.2 スウェーデン型

一方でスウェーデンを含む北欧諸国は社会福祉が充実していることで世界的に有名である。高い税金を徴収する代わりに高度の福祉が発達させたという社会システムを持つ国々らしく、北欧諸国の虐待対策はアメリカとは反対に「予防」に徹した対策をとっている。虐待家庭に対する特別な支援という形態ではなく、子どもを持つ家庭すべてに福祉としてさまざまな物資などを提供しているのである。例えばフィンランドではネウボラといって、妊娠している時から出産し、子どもが就学するまでの間の家庭（特に母子）を支援するために設けられた地方自治体単位の支援制度がある。そこでの支援は対話を中心としたもので一人の保健師が家族と継続的に担当として続けていくようなシステムをとっている。その対話は子どもの健康状態に関するものだけではなく、母親の子育ての悩みや家庭の問題等幅広く受け止める役割を果たしている。このネウボラはすべての自治体に設置されており、全国民が無料で利用することができる。

このようにエリアとして世界に比べても福祉に注力している北欧諸国の中でも、特に国として子育てに対する意識が高いと感じたスウェーデンに注目してみたい。

スウェーデンはそもそも国としての考え方が「国民の家」という理念がある⁵。であるから子育てに対しても国が一丸となって取り組むのが当たり前だという潜在意識も根付いている。また、スウェーデンでは国家予算を確保するための労働力として女性に就業してもらおうという意識も近年強まってきている。実際女性の就業率は75パーセントを超えるまで達成している。女性がここまで社会に進出できるようになるために、子育てを社会が担うようにサービスを充実させてきたからだ。例えば保育園が朝の6時から開園して朝ごはんを提供するようなどころも少なくない。また育児休暇も非常に優れており、子どもが8歳になるまで父親・母親それぞれに子ども一人につき240日与えられる。この育児休暇は夫婦2人で自由に日数を分配することも可能だが、60日間は振り分け不可能な日数として分配されているため、父親が確実に休暇をとれるような仕組みをなっている。また給料も480日中390日は通常給料の80パーセントが支給されるため、金銭面の不安感もクリアできるように設定されている。このように育児は母親だけで行われるものではないことが国としての意識として根強いため、父親の育児休暇の取得率は日本が1.72パーセントに対して、スウェーデンは78パーセントにもなる。

スウェーデンで最も特徴的な政府としての支援は「ファミリーセンター」というものである⁶。いわゆるフィンランドのネウボラのような役割を果たしており、その規模は非常に小

⁵ 2011年度 第37回 資生堂児童福祉海外研修報告書 ～スウェーデン・デンマーク児童福祉レポート～ http://www.zaidan.shiseido.co.jp/activity/carriers/training/pdf/vol_37.pdf (2018.12.14)

⁶ 2011年度 第37回 資生堂児童福祉海外研修報告書 ～スウェーデン・デンマーク児童福祉レポート～ http://www.zaidan.shiseido.co.jp/activity/carriers/training/pdf/vol_37.pdf

さくするように意識されている。ここでは主に 4 つのセクションを統合して訪れる家族にサービスを提供しており、日本の施設に置き換えるなら、保健センター・産婦人科・小児科・児童相談所を一つの場所で一括して行うことができる場所、というところであろう。1つ目はマタニティケア（妊婦相談）である。医師と妊婦の間に助産師がアドバイザーとして置かれ、妊婦は医師に相談しにくいことや理解しがたかったことを助産師へ相談することができるのだ。1日平均して 15 人ほどが相談しており、実際に活用されている。また移民などの文化的背景も非常に留意されており、個人の背景やライフスタイルを理解してコミュニケーションをとり、分娩時のトラブルを防ぐ役割も果たしている。2つ目はチャイルドヘルスケアという乳幼児の保健サービスである。ここでは定期健診のみならず、予防接種まで行っている。ここで検査を行うことで虐待の予兆が見られればすぐに関係機関に連絡が取れる、というような素早い対応を可能にしている。3つ目はオープン保育というシステムで、保育所に通っていない子どもが親と一緒に好きな時間に来て好きなように過ごすことのできる場所を提供するものである。またここでは両親の教育、特に父親の教育に力を入れており、子どもに対して距離を感じてしまう父親のために積極的に子どもと関わっていくための方法を伝授している。ここには常にスタッフが 2 人ほど常駐しており、親もスタッフに対して気軽に会話のような雰囲気の中で悩みを相談できるため、「家」のような安心感を持てる空間を作り出している。さらにここには親どうしが情報を交換できるような談話スペースも設けられており、そこには妊婦も参加することができる。そのため、初めての出産・育児で不安を抱える妊婦が、先輩ママから様々なアドバイスを自然ともらえる環境となっているのだ。最後 4 つ目は子ども家庭相談所である。ここでの対象は 0 歳から 12 歳までの子どもとその家族、と非常に広い層がターゲットとなっている。この場所にはソーシャルワーカーのみならず、ファミリーサポーターという家庭訪問を通じてより具体的に家族の問題に近づいてアドバイス・サポートをする役割の者がいる。相談所を訪れた家族にカウンセリングをする際には記録をとる等の緊張感を増すような行為は一切しない。虐待だけでなく、アルコール依存や離婚などの家庭の維持に関する問題に対しても具体的な助言をしたり、これ以上事態が悪化しないよう予防対策を施したりもしている。

このように様々なサービスが 1 つの場所で提供されているが、この利用者の中で虐待が疑われるような利用者がいた場合はファミリーセンターのソーシャルワーカーが関連機関に通報するような仕組みもとられている。そのためか国の虐待件数もかなり少なく、人口 12 万人のストックホルム市ソーデルマルム地区の 2010 年の相談対応件数は 942 件である。⁷ しかもその相談内容は虐待だけでなく、アルコール依存や DV など様々な家庭問題も含まれているため、虐待だけで見たらきつともっと数値は小さくなるだろう。しかし全体として虐

(2018.12.14)

⁷ 2011 年度 第 37 回 資生堂児童福祉海外研修報告書 ～スウェーデン・デンマーク児童福祉レポート～ http://www.zaidan.shiseido.co.jp/activity/carriers/training/pdf/vol_37.pdf
(2018.12.14)

待の件数が少なくなっているのも、このように気軽に訪問することができ、親が相談に施設を訪れることにスティグマ性がほとんど存在しないことが虐待を未然に防ぐ大きな施策であることは間違いないと感じている。

4. 子どもも親も暮らしやすい社会

4.1 制度面の見直し

このように世界でその国の特性に合わせて様々な虐待対策を行っていることが明らかになった。日本もそのあとに続く形ではあるが、法律や制度が虐待解決や予防について、国として率先して変化させているだけでなく、虐待そのものに対して国民一人一人の関心が高まっているのもまた事実である。だが、表面だけ法律や制度を整えるうえで、現場で本当に必要なものを考慮するべきではないだろうか。

アメリカの後を追うようにして改革を進めている日本でも、平成16年度の児童虐待防止法改正によって家族再統合援助が虐待対応の一環として行われるべきであると明確化された。だが、実際に再統合に取り組んでいる割合は、日本子ども家庭総合研究所によると、わずか8.9パーセントという状況である（原田 2008:124）。日本で再統合が進まない原因として大きく3つが考えられる。1つ目は児童相談所の体制がまだまだ不十分である、施設内での情報共有がうまく機能していないなどの体制的な要因。2つ目は関係機関によって再統合に対して様々な対策が取られているが、実務面でうまく機能しない方法論的要因。最後3つ目は、保護者が実際に援助を受けられる一方で、児童相談所は子どもを引き離してしまう機能も備えているというような二面性を併せ持ってしまう制度的要因である。再統合を進めるべきという方針と根本的に再統合を進めるために必要な法整備や人的な援助がままならないという現場の実態の差に、児童相談所も苦しんでいる。また、実際に再統合の支援を受けて親元へ帰っていった子どもが以前同様に虐待を受け、重傷を負う事態に発展してしまったケース、最悪の場合には虐待死してしまったケースも少なからず存在しており、3割の強制引き取りの扱いになった子どもたちは再度親から引き離されているのも現状である（原田 2008:141）。この状況を打開するべく、3つの根本的問題に立ち向かわなくてはならない。ここで参考になるのはやはりアメリカの対応である。24時間体制で緊張感をもって虐待対応に尽力できているのは、警察の協力が手厚い面が非常に大きい。日本とアメリカではそもそものソーシャルワーカー数に歴然とした差があるが、それなら尚更日本は各機関で連携をとる必要があるのではないだろうか。日本の児童相談所は専門家と非専門家の入り混じる環境であるからこそ、虐待対応に経験の差が出ないような工夫を進める必要があるように感じる。また、アメリカのように司法の面でも虐待を起こした家庭に介入できると尚効果的であるように思う。虐待家庭を再統合する際に、アメリカは必ず裁判所を通して様々な審議を行っているのを前章でも確認した。日本において再統合しても再び虐待

に陥ってしまう原因として、児童相談所が手続き的に再統合を押し進めていることがあるように感じる。母親が育児に専念しなければならないという固定観念が誤りであるように、家族の形もまた一つではないだろう。子どもが健やかに成長するためにはどのような環境であるのが良いのか。また、引き離す際には児童相談所の一任になるのではなく、第三者の立場から保護者に対して改善する努力を促す方が効果は上がるように思う。

だが、一方でこのように強権的な対応を警察や司法が絡んで児童相談所が行うとなると、日本で近年進んでいる児童相談所の父性的な面が益々大きくなってしまふことも私は懸念している。困っていることを解決するために訪れた児童相談所で、結果的に子どもと引き離されてしまう可能性があるという誤解が発生してしまうと、まずそこへ足を運ぶ親たちがいなくなってしまう。そのような事が起こっては本末転倒である。であるから、虐待が発覚する前段階の児童相談所のスタンスは、基本的にスウェーデンのような母性的な要素を強めに持つ必要があると考えている。前にも述べたように、今の日本の福祉は自分で獲得するものである。その点についても問題点があると思うが、現状で虐待を減らしていくためにできることは、困れる親たちにとって児童相談所が気軽に足を運ぶことができるスペースにすることだと考える。ここで参考になるのはスウェーデンの様々な施設が一体となったファミリーセンターである。職員対利用者という図式ではなく、本心を打ち明けることができるような関係性をワーカーと作ることであったり、同じ境遇にいる仲間たちと情報を交換し合うことができる場が開かれていたりすることが、子育てに対するちょっとした違和感を吐き出すきっかけになるのではないだろうか。

また、自治体レベルで行われている子育て支援や企業それぞれで設けられている育児休暇などの個別の制度も今一度見直してみる必要があるのではないだろうか。日本では児童相談所以外にも自治体単位で様々な催しものがあると述べたが、その内容を掘り下げてみると、どうも一歩間違えれば子育て支援を受けに来た母親たちを更に追い詰めてしまうような方向に傾く可能性を秘めているように思う。やはり自分自身の身の回りで開催される企画自体も、「イクメン」が流行ったこともあり、父親に向けた企画も増えてきてはいるが、どうしても母親をターゲットにしたものが多いことは否定できない。「子育てはやはり母親が専念するのが望ましい」という母性観は根幹にあるように感じる。だからこそ、実際に子育て支援の会場に足を運んでみても「子育ては楽しいもので、素晴らしい『仕事』であるのだから、頑張りなさい」というようなメッセージを浴びせられては、子育てに喜びを見出すことが難しくなっている状況の母親には、更なる苦しみを与えることになりかねない。そもそも子育て支援は、親が人間として成長する機会を与えるものであって然るべきなのではないだろうか。

企業が行う支援の典型例として「仕事と家庭の両立」をテーマにしたものが非常に多く、その成果もあってか育児休暇の取得率も近年上昇している。しかしその取得率のほぼすべては女性たちによって達成されている。男性が育児休暇を取ることも近年不自然ではなくなっているが、前章でも確認したようにそもそも取得率が1パーセント程度であるし、取得

することができる期間全てを利用する男性はほとんどいないのではないだろうか。気持ちばかり2週間程度休暇を利用しただけで、本当に育児に参加したと言えるのだろうか。やはりここまで育児休暇の男性の取得が進まない原因の大きなものは、金銭面でのことが大きいと考えられる。スウェーデンのように育児休暇中も高い水準で労働中と変わらない程度の給与が約束されていれば、余裕をもって心にゆとりのある育児生活を送れるのではないだろうか。また、女性のために働く環境を整える以前に、仕事と家庭の両立はそもそも女性だけが行うと思いついたままでもいいのだろうか。「自分の欲望を我慢することが人間として成長する道である」と自己成長するために外に出ることを願う女性たちに投げかけてきた男性たちは、いったいどんな我慢をしているのだろうか。また、母親を母親的役割に縛りつける行為は、逆に父親に経済的に家庭を支えなければならない重荷を背負わせ続けることと同義であることに気が付かなければならない。そのような社会の歪みに気が付いた男性たちの歩み寄りを支援する子育て支援があってもよいのではないだろうか。

制度を創る国も制度を利用する私たちも、女性の最大の仕事は育児であるという考えから解放されなければ、虐待の一つの側面の解決に近づくことはできないのではないだろうか。

4.2 私たちの価値観の見直し

一方、制度面で傾いた男女の偏見のバランスを整えたところで、その制度や施設を利用したくてもできないという問題点も現在発生している。それは児童相談所等の社会の福祉サービスを利用することに対するスティグマ性である。1章でも確認したが、児童相談所が大きく変容を迫られた背景には、一般市民やマスコミのバッシングが大きく影響している。そのような児童虐待に対する雰囲気は一種の「魔女狩り」のようなものであったという。自分が相談に行くのももちろんであるが、虐待の要素は何もないのにも関わらず、長時間泣き声が続いてしまっただけで近所の誰かから通報が飛び、家庭訪問された事例も実際に発生している。通報者は良かれと思って通報したのかもしれないが、訪問された当事者からしたら感謝の気持ちが湧くはずがない。訪問された家庭も、訪問された事実に対して前向きに受け止めて育児の相談をできるような心持ちをできればよいのだが、そのスティグマ性が邪魔をしているような気がしてならない。児童相談所による家庭訪問自体に悪い印象しかないせいで、「近所から自分の家族がどう思われているか分かった」と実際に訪問された家庭が言葉を残している。また、2018年にも南青山に児童相談所を建てることに対して猛烈な地域住民の反対があったことは記憶の新しいのではないだろうか。「南青山という街にそぐわない」というような批判も、児童相談所にネガティブな印象しか持たないからこそ生まれてきてしまったのではないだろうか。

また、児童相談所とは別に、経済的に苦しい家庭にある子どもを食事の面で援助しようという民間や小さな自治体単位での取り組みで、「子ども食堂」というものもある。子どもで

あれば一食 100 円程度で夜ご飯を食べることができる、月に 1, 2 回ほど地域の飲食店や公民館などで開催されるイベントであるが、そこへ参加できるのは貧困に苦しむ家庭だけではない。子どもだけではなく高齢者の方々も料金の違いはあれど参加できるため、世代間交流を促進したり高齢者の孤独問題を解決したりすることに一役買っている。しかしそこでも貧困家庭はそこへの行きにくさが存在する実態もある。「子ども食堂へ行っている家庭は、経済的に苦しいと思われるのではないだろうか」というような他人からの視線を気にしてしまい、せつかくの子育て仲間や先輩と交流する機会を逃してしまうのだ。このように自治体単位で小さなところからの援助も始まっているのにも関わらず、スティグマ性がその援助を受けに行くことを邪魔しているのが現状の問題でもあるように思う。援助を受けに行くことは誰もが持っている権利であるのだから、利用する人に対しての偏見や一種の差別的な感情を捨て去ることが、これから「個性」や「多様性」を伸ばしていこうとする社会に必要な事なのではないだろうか。

そのようなスティグマ性を解消したうえで、さらに私たちは「常識」は不変のものではないことを再認識することが必要だと感じる。前章で「三歳児神話」「母性愛神話」が強く社会で信じられていたのは 1960 年代頃であることを確認した。この神話は現代にも未だに残っていることは事実であるが、それと相反するように社会の動きは女性も働きに出ることが当たり前ものとなっている。また、人間の性格形成は自分の親とのかかわりあいの中で形成されるものが根幹になることも発達心理的に確認している。つまり、子育てに関係するすべての人を見た時に、育った時代年代が違えば、それぞれ違った常識の中で成長してきているのだ。人によって「当たり前」が違えば相手のやり方に違和感を覚えるのも当然のことである。だから意見の衝突が起きることも当然発生する。若い母親たちは、昔子育ての第一線にいた自分自身の母親たちに助けを求めたりして共に大変な時期を乗り越えたりもするが、時としてお互いの常識に違いによって関係性がうまくいなくなる場合もある（特に義理の母親との衝突の場面が最もストレスがかかるといわれている）。その時に必要なのは、若い母親たちが先輩ママからのアドバイスを傾聴することももちろんなのだが、同時に第一線を退いた先輩ママたちも子育ての今を認識する必要があると考えている。特徴的なのはやはり「三歳児神話」「母性愛神話」である。子どもは実の母親からしか愛情を受け取れないわけではない。愛着は母親「的存在」との間に形成される。実の母親であるということは一言も書かれていない。母親だけが本物の愛情を注ぐことができる、子どものためには母親がついているべきだという常識は捨て去られなければならない。

子育てとは子ども一人一人に個性があるように親にもそれぞれ個性がある。親も一人一人に違った過去があり、何一つ不自由することなく順風満帆な人生を歩む人もいれば、中には幼少期に愛情を十分に獲得することなく親になった人も存在する。得意なこともあれば苦手なことも存在するからこそ、誰もが「完璧」な親になれるとは限らない。そもそも「完璧」とは何だろうか。子ども一人一人の個性を認めるだけでなく親それぞれの個性も認識し、子育てで悩んだ時には気軽に助けを求めることが「当たり前」である風潮を創ることが、子

どもも・親だけでなく私たち自身も生きやすい社会の第一歩ではないだろうか。

おわりに

以上、今回この論文を通して、日本に根強く残る「育児は母親が行うべき」という固定観念に起因して、児童虐待を引き起こしてしまっていることを確認できた。そのため、日本はこれからも虐待は他人事ではなく、自分たちの根本にある価値観を疑問視しなければ完全に解決することが難しいことも明らかになったように思う。だが、ここでは児童虐待の原因の多くの「貧困」という点には全く触れずに分析を進めてしまったため、貧困問題も踏まえたうえで、さらに日本の社会福祉そのものや、そのターゲットを慎重に見極めて対応していかなければならないように思う。また、そもそも日本で貧困に苦しんでいたり子育てに悩んでいたりする家庭に対して何も福祉的な政策を取っていないわけではない。本文でも述べたように、福祉は受ける本人が自分で取りにいかなければならない。政府が各家庭に対して施す援助は「義務」のものだけなのだ。このことを日本に住むすべての福祉を受けたい家庭が知っているかと聞かれたら疑問が残るだろう。これらの2点も虐待解決に向けて全く無視することはできないものであると思うので、これらは残された課題として今後も考えていきたい。

児童虐待は未来子どもを持つ選択をしたならば、テレビの向こうで起こるどこかの誰かの世界の出来事ではなくなる。誰もが現在の子育ての息苦しさに驚き、先人たちと同じような悩みを抱えるだろう。そのときに社会は悩みを打ち明ける場所が常に開かれているような温かい空間であってほしいし、親だけではなく社会全体で子どもを育てるといった価値観が広まってほしいと願うばかりである。

参考・引用参考文献

- 青木和雄,2000,『HELP!キレル子どもたちの心の叫び』金の星社
上野加代子編,山野良一,リーロイ・H・ペルトン,村田泰子,美馬達哉著,2006『児童虐待のポリティクス「こころ」の問題から「社会」の問題へ』明石書店
鵜飼奈津子監訳,2016,『子どものこころの発達を支えるもの—アタッチメントと神経科学、そして精神分析の出会い—』
エイミー・エルマン著,細井洋子,小宮信夫訳,2002『国家は女性虐待を救えるか:スウェーデンとアメリカの比較』文化書房博文社
大日向雅美,2002『母性愛神話とのたたかい』(株)草土文化

大藪泰,2003『赤ちゃんの心理学』日本評論社

開一夫,齋藤慈子編,2018『ベーシック発達心理学』東京大学出版会

佐柳忠晴,2017『児童虐待の防止を考える - 子の最善の利益を求めて』三省堂

南部さおり,2011『児童虐待—親子という絆、親子という鎖—』教育出版

原田綾子,2008『「虐待大国」アメリカの苦闘—児童虐待防止への取組みと家族福祉政策』ミネルヴァ書房

バーバラ M ニューマン,フィリップ R ニューマン著,福富護訳,1988『新版生涯発達心理学』
<http://cl-miyagi.org/wp-content/uploads/2014/02/34cefa24ee9429abe40021391cffb16f.pdf>

大石景広 虐待が発見されてからの流れ・ケース会議・措置制度などについて(2018/12/14)
<http://www.orangeribbon.jp/about/child/data.php> オレンジリボン 統計データ
(2018/12/14)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/000348313.pdf> (公表)平成29年度児童虐待
対応件数(速報値)(2018/12/14)

http://www.zaidan.shiseido.co.jp/activity/carriers/training/pdf/vol_37.pdf 2011年度第
37回 資生堂児童福祉海外研修報告書 ～スウェーデン・デンマーク児童福祉レポート～
(2018/12/14)

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/about.html
児童虐待の定義と現状 厚生労働省(2018/12/14)